

株式会社アニモにおける競争的資金等による研究活動に係る行動規範

平成 27 年 4 月 1 日

株式会社アニモの研究者及び事務社員（以下「研究者等」という。）は、競争的資金等を使用する上で、以下の行動規範を遵守しなければならない。

1. 研究者等は、競争的資金等が株式会社アニモの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、競争的資金等の使用にあたり、関係する法定・通知及び株式会社アニモが定める規則等を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、競争的資金等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務社員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するように努めなければならない。
5. 研究者等は、競争的資金等の使用にあたり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないように公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、競争的資金等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。